

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年7月6日
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田島 正和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田島 正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和4年6月29日開催の当社第47期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和4年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

(2) 業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第38条第2項の一部を変更する。

(3) 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うために、剰余金の配当等を原則として取締役会において決定できるよう定款第49条を新設する。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり定款を変更する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第23条〔電子提供措置等〕第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第23条〔電子提供措置等〕第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第23条〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する付則を設ける。なお、本付則は期日経過後に削除するものとする。

(5) 今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、白銀恵美子、白銀浩二、田島正和、中山聖仁、江川和憲及び白銀佳寿子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、野本優、中山圭史、緒方孝則及び和田司を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額6,000万円以内とする（この額には従来通り、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとする）。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、月額報酬とは別に業績連動型株式報酬制度（1年あたり15,000ポイントを総数の上限とする）を設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	25,117	346	0	(注)1	可決(92.57%)
第2号議案				(注)2	
白銀 恵美子	24,969	494	0		可決(92.02%)
白銀 浩二	24,997	466	0		可決(92.13%)
田島 正和	25,004	459	0		可決(92.15%)
中山 聖仁	22,376	3,087	0		可決(82.47%)
江川 和憲	24,998	465	0		可決(92.13%)
白銀 佳寿子	24,993	470	0		可決(92.11%)
第3号議案				(注)2	
野本 優	25,087	376	0		可決(92.46%)
中山 圭史	25,069	394	0		可決(92.39%)
緒方 孝則	25,093	370	0		可決(92.48%)
和田 司	25,093	370	0		可決(92.48%)
第4号議案	25,048	415	0	(注)3	可決(92.32%)
第5号議案	24,988	475	0	(注)3	可決(92.09%)
第6号議案	25,008	455	0	(注)3	可決(92.17%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否について確認できたものを合計したことにより議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上